

るように、その古いところはほとんど不明であるというほかはない。しかし前述したように、すくなくとも季家の先代季喜の存在は大体確実であると思われ、季喜は、その頃小津東郷の内の龍造寺と呼ばれていた今の佐賀市域内あたりの荒地を開いた開発領主であったと推定される。やや時代が下るが、寛喜二年（一二三〇）正月の文書によれば、その頃でもなおこのあたりには未開発の荒野があったことがわかるが、まして季喜の活躍期にあたる平安末期の頃はなおさらであったであろう。おそらく当時は自然に形成され陸地化された干潟に若干の人工を加えた干拓地で、まだ耕地化されていない芦野の状態であったかと思われる。彼はこのような芦野を開拓して耕地とし、やがてその土地は彼の名を冠して末吉名と呼ばれ、ついで南二郎季家は彼の跡を受けてその名主となり、さらに地頭となって龍造寺氏発展の基礎が出来るわけである。その後多少の盛衰はあったが龍造寺氏は徐々に成長をつづけ、中世末には急速に強大化して有数の戦国大名に発展する。龍造寺氏の成長発展と共に、龍造寺村の土豪、末吉名の名主・地頭家の周辺集落も次第に成長し、中世末には戦国大名龍造寺氏の城下町に発展して、ほぼ近世佐賀の原形は出来る。佐賀という町の中心部は龍造寺氏と共に発生し、その成長につれて成長してきたということが言えるであろう。

注

① 『龍造寺家文書』一号一〇

## 二 文永・弘安の役

### (一) 文永の役

文永十一年と弘安四年における両度の蒙古の来襲、いわゆる元寇が、国家的な大事件であったことはいうまでもないが、彼等の侵攻経路の第一線に直面して、多大の人的物的損害を受けた肥前にとっては特にその歴史のうえに忘れることのできない大きい出来事であった。

文永五年（一二六八）正月、蒙古皇帝忽必烈の日本招諭の国書は、高麗の使者潘阜という者によってはじめて大宰府にもたらされた。その内容は、

上天眷命する大蒙古国皇帝、書を日本国王に奉る。朕惟うに、古より、小国の君、境土相接すれば尚講信修睦に務む

という書き出しで始まり、自国蒙古の国威の盛んなことをほこり、四周の国々の親付することを述べて、最後に、

こいねがわくは今より以後、問いを通じ好みを結び、以て相親睦せん。且つ聖人は四海を以て家と為す。

好みを相通せざるは豈一家の理ならんや。兵を用うるに至るはそれいずれか好むところぞ。王それこれを  
図れ。不宣。

と結んでいる。つまり武力的な圧力をもって通好を強要するものであった。日付は蒙古の至元三年（一二六  
六）八月であって、日本当局の手に届くまでに一年半を経過している。

この国書を受取った大宰府の守護人少貳資能は直ちにこれを鎌倉幕府に送致した。幕府は使節を京都にの  
ぼらせてこのことを朝廷に報告したが、一方西国鎮西諸国の守護に通達して沿海の防備について用意をうな  
がすところがあり、守護はまた管下の地頭御家人にその旨を伝えたのであった。蒙古が侵寇して来るとすれ  
ば肥前の玄海沿岸はその門口に当る。恐らく松浦党をはじめこの地域の住民は、すでにこの時期において、  
危機感を最も切実に感じ、不安におびえたことと推測せられる。

その後も蒙古王は引き続き数回にわたって国使を我国に派遣してその招諭をこころみだが、我国はついに  
一度も答書を与えなかった。最後の派遣は文永九年（一二七二）であるが、その前年、文永八年九月に来日  
した使者の持参した彼の国書には、前回と同じく我国からの遣使を求め、その末文に、日本がなお答使の派  
遣を猶予することによって、

以て兵を用うるに至るは、それ誰か楽しんで為すところならんや。王それこれを図れ。

と付け加えて、もしこの上要求に応じない場合は兵を用うるもやむをえないとの意を含めた強硬な態度を見  
せている。事実、蒙古はこの頃から我国に対する武力侵攻の準備段階に入ったようである。

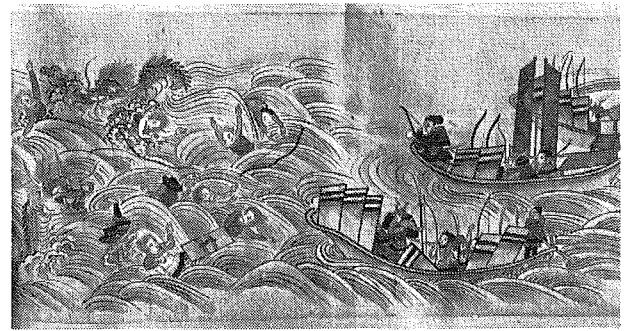
文永五年以来数度に及ぶ蒙古側の威嚇に対しても、ついに答使を派遣しなかった幕府は、万一のことのあ



竹崎季長蒙古襲来絵巻

るのを予期して沿海地帯の警備を続けたことと思  
われる。この頃の警備の様などを伝える史料は  
今日残っていないが、肥前の武士、殊に玄海沿岸  
に所領を持っている地頭御家人たちは、それぞれ  
の所領を中心とする守りに当たったであろうし、  
また、たとえば杵島郡内の白石六郎などのように、  
玄海沿岸から離れたところに所領を持っていた御  
家人は、博多地域の要所の守備に当たったもの  
ようである。

蒙古は文永八年（一二七一）国号を元と定めた。  
文永十一年（一二七四）十月、蒙古は、蒙古人、  
漢人及び高麗人から成る約二万五千の兵を九百隻  
の艦船に乗せて今の韓国の馬山浦を発し、まず対  
馬をおそい、壱岐を侵した。両島とも守護代以下  
これを迎えて戦ったが、衆寡敵せず、ほとんど全  
滅し、放火殺りくをほしのままにした侵入軍は、  
続いて肥前の松浦郡に襲来した。



『八幡愚童訓』絵巻

この時の来寇―文永の役に關する史料としては有名な竹崎季長の『蒙古襲来絵巻』や、『八幡愚童記』『日蓮聖人註画譚』などがあるが、松浦郡への来襲については、註画譚に、

肥前国の松浦党数百人伐ち虜らる。此の国の百姓男女等、老岐・対馬の如し、

とあるだけで、その襲った場所が松浦郡のどこであり、また襲った日が十月の何日であったかなどについては、史料の伝えるものがない。老岐を出て博多方面へ向かう彼等が、その進攻の途に襲ったことを考えれば、地理的位置からして、おそらく今の東松浦郡の半島部周辺地域であったであろうと思われるが、いずれにしても、その地域は彼等の蹂躪を受け、防戦に当たった武士たち―主として松浦党の人々は多く討死し、一般住民の多数も老岐などにおけると同様に殺りくを受けたのである。

それが何日のことであったかについては、老岐を侵したのが十月十四日であり、博多湾に侵入したのが同十九日であるから、その間、おそらく十月十七日前後のことであったであろう。

対馬・老岐・松浦をじゅうりんした元軍は十九日博多湾に侵入し、翌二十日、湾の沿岸数か所に上陸して我が軍との間に終日戦闘が行われたが、戦闘形態などの相違から我が軍は苦戦を続け、ついに大宰府まで後

退した。ところがその夜、敵軍は陸上にとどまらないで艦船に引き上げたために、夜半吹き起った風波によって艦船の多くは破壊覆没し、総軍の約半数を失って逃げ帰ったことは周知のとおりである。

この戦いに肥前の武士たちがどれだけ参加したかは明らかでないが、前記の史料によれば竹崎季長、菊池武房その他の肥後の御家人たちも参加しているし、肥前でも白石六郎通泰の名が見られるところからすれば当然このほかにも多数の肥前国御家人が動員を受けて、博多付近をはじめ沿海諸地域の防備に任じ、且つ戦ったことであろう。『八幡愚童記』に、

……九国には少武大友をはじめとして……松浦党……我も我もと馳せ集まる

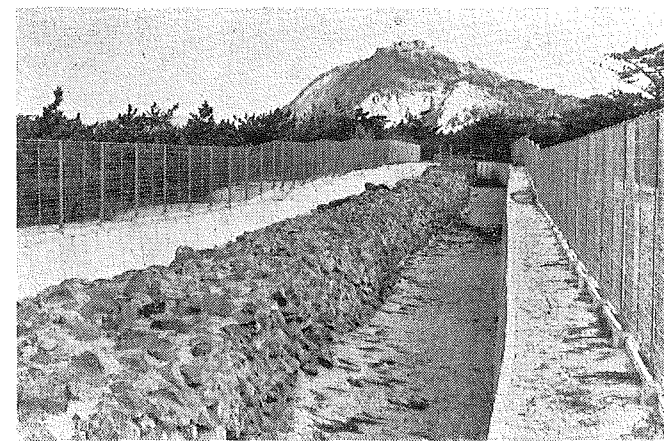
……松浦党多く打たれて……

といているが、松浦党諸家の人々が、その地理的事情からしても、この戦いに最も力戦奮闘したであろうことは当然考えられるところであるし、それだけにまた多くの戦死傷者を出したことであろう。

## (二) 弘安の役

大風によって敗退したが元の世祖（忽必烈）は依然日本侵略の野望を捨てず、翌文永十二年、宣諭使杜世忠等を我が国に発遣するとともに一方再征の準備を進めた。

建治元年（文永十二年・一二七五）九月、杜世忠等を鎌倉に呼んで龍ノ口に斬った幕府は、再度の来寇を



博多海岸防塁跡

予期してその対策をととのえた。鎮西御家人等に命じて博多湾沿岸の警備に当らせると共に、敵を内陸に侵入させないために博多沿岸に防塁を築いた。

幕府は前にのべたように、文永の来寇以前から沿岸の警備をさせていたが、来寇以後は更にそれを強化し、九州の各国々の分担区域を定めて、それぞれの御家人に交代勤務させた。当時これを異国警固番役と言った。肥前国の警固区域は、初めは博多であったが、のちには姪の浜にかわっている。

防塁は文永十一年の来寇の経験から、敵の陸地侵入をくいとめるために、博多湾海辺に沿って西は今津から東は箱崎に到る十数キロメートルの間に石材で構築されたものであって、当時一般に異国要害石築地と言っている。九州の国々に所領を持っている御家人をはじめ、本所領家一円の

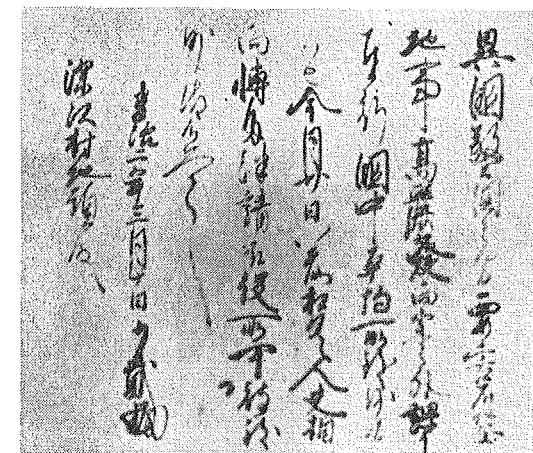
庄園内にも、大体、所領一段に対して一寸の割合で割りあてて造らせた。肥前国の分担区域は警固番役の場合同じく姪の浜であった。

『深江家文書』の中に次のような文書がある。

異国警固の間、要害石築地の事、高麗発向の輩の外、奉行に課し、国中平均に沙汰を致すところなり、今月廿日以前、人夫を相具して、博多津に相向かい、役所を請け取り、沙汰を致さる可く候、恐々謹言  
建治二年三月十日 少式(花押)

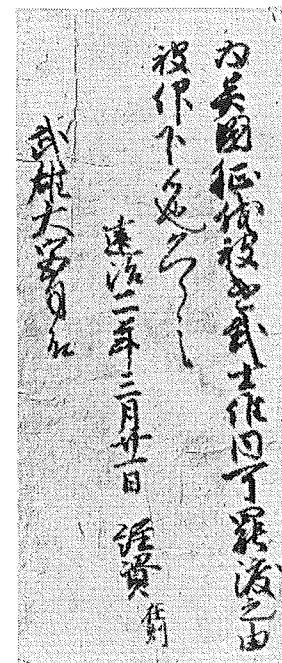
深江村地頭殿

すなわち、「今月二十日まで人に夫を連れて博多の津に行き、築地築造の割当て場所を受取って、築造の手配をするように」との命を伝えた肥前守護少式経資の書状である。



肥前守護少式経資書状(『深江家文書』)

幕府はこのように、あるいは警固番を常置し、あるいは防塁の石築地を築いて敵の来襲に備えたが、更に進んで異国征伐の軍を出して来寇の根元を絶とうとした。しかしその計画はついに実行にうつすまでには至らず、準備の段階で終わったが、この派兵計画は文永の役後二年を経た建治二年(一二七六)と、弘安の役直後(一二八一)の二回計画されたようである。後者については的確な史料はほとんど現存しないが、前者については『八幡宮崎宮御神宝記』によって、肥後国の御家人や荘官らに対する動員計画の一部を知ることができるが、肥前国においても、例えば前に



肥前守護少式経资書状  
（『武雄神社文書』）

書である。

異国征伐の為、武士を遣わされ候、同じく罷り渡る可きの由、仰せ下され候なり、恐と謹言

建治二年三月廿一日 経資在判

武雄大宮司殿

「異国征伐のため武士を發遣することになったから、お前も同様に（高麗へ）渡海するように」という、幕府の出征命令を、少式経資から武雄社大宮司に伝えた文書である。当時武雄神社の神主は、神社の大宮司であると同時に鎌倉幕府の御家人としての身分を持っていた。武雄社大宮司がこの動員令を受けたのち、どう行動したか、その後の様子を伝える文書は残っていない。しかし、なんらかの事情によって、こちらからの遠征はついに実行されるに至らなかったのである。

わが国が再度の来襲にそなえて防塁の築造や沿岸の警固に努めている頃、元は兵を南方に派して、一二七

九年、宋室を滅亡させるとともに、江南の四省や高麗に艦船の建造を命じて着々と日本再征の準備を進めた。前回の失敗に省みて、水軍に長じた南宋人十万をもっていわゆる江南軍を組織し、江南の港、のちの寧波から出發させ、蒙古人・高麗人・漢人等四万人から成る東路軍は文永の時と同じく南鮮の今の馬山浦から發船して、壱岐で落ち合った上、合同して日本を襲う手筈であった。

弘安三年十二月、これより先、情報によって、明年四月頃、元軍が来寇するであろうということを推知した幕府は、この月八日、鎮西諸国の守護に御教書を發してその旨を伝え、各地の地頭御家人等が一致協力して防衛に当たるよう命じた。肥前の守護少式経資は、この御教書を受けると直ちに管下の地頭御家人たちはこの御教書の写しを送るとともに、石築地の上で用いる垣楯などを用意して、三月一日までに、持ち場へ馳せ参ずるように指令した。召集命令を受けた彼らは急遽仕度をととのえて、博多に馳せつけたであろうし、当然一般の人々も、緊張と不安のうちにあわただしい日夜を送りむかえたことと思われる。

弘安四年（一二八二）五月、艦船九百隻をもって馬山浦を出た元の東路軍は、二十一日対馬を襲い、二十六日には壱岐を侵したうえ、江南軍の到着を待たず、六月六日に博多湾頭の志賀島に侵攻して来た。わが軍は石築地の防塁を出て、あるいは海を渡って、あるいは陸伝いに、志賀島におもむいて敵を攻撃し、八日間わたる激戦の末、元軍は一たん伊万里湾口の鷹島まで退却した。

この志賀島周辺の合戦については、前に掲げた諸史料にその激戦の様相がいろいろ述べられているが、肥前の武士たちの戦闘を具体的に知り得る史料はない。しかし、姫の浜の石築地に拠って防衛態勢をとっていた肥前勢の中には、海を渡って対岸におけるこの戦闘に参加した者のあったであろうことは当然想像される。

江南軍三千五百隻の艦船は、不測の事故や、最初の作戦計画の変更などもあって出発がおくれ、東路軍が鷹島に退いた六月中旬頃、ようやく本国を出て平戸に着いた。そのうちの三百隻は、予定変更による連絡のために対馬に行き、反転して壱岐に向かった。一方東路軍はこれに合一しようとして壱岐に出動し、ここに両軍は合体して壱岐を襲撃したのである。主として博多湾沿岸の守備に当たっていた九州各国の御家人たちは、これらの情報を得て続々と壱岐に航し、六月末から七月の初めにかけてここで合戦が行われた。

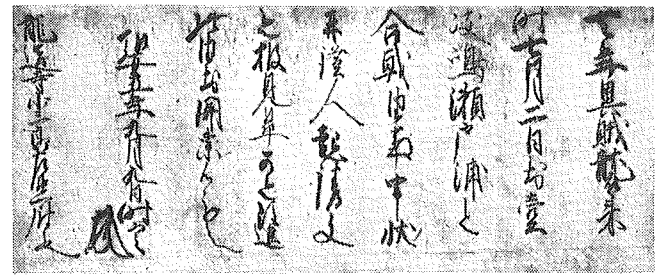
壱岐におけるこの戦闘で、日本軍の襲撃を受けて傷ついた東路軍と江南軍の支隊は退いて平戸に向かい、ここで江南軍の本隊と合して、いよいよ十数万の全軍をあげて攻撃にうつるべく、七月二十七日大船団を伊万里湾頭の鷹島に移動させた。ところが閏七月一日の夜、暴風が吹き荒れてこの船団は惨澹たる被害を受け、も早や一つのまとまった戦力ではあり得ないまでの状態になった。その後の数日間、馳せ集まった日本軍によって、支離滅裂になった敵軍の掃討戦が行われ、残敵はようやく死地を脱してのがれ去ったのである。『元史日本伝』のこの時の記事に、「十万の衆、還るを得しもの三人のみ」と書かれているのはよく知られていることであるが、『元史』の他の諸伝にも「師を喪う十に七、八」士卒、十に六、七を喪う」と言い、あるいは、「十に一、二を存す」とあるのによっても、甚大な損害を受けて敗退したことがわかる。こうして元の再度の日本遠征も失敗に帰したのである。

### (三) 両度の役と佐賀

文永の役に当って、松浦党の一族石志氏や、小城の千葉氏、杵島の白石氏らが戦闘に参加したことについては、それぞれ徴証とするに足る史料が残っているが、佐賀やその周辺の近接した地域に根拠を置いていた武士たちの出征を伝える確かな史料は現在見当らない。しかしそれは当時の史料文献などが遺失して今日まで伝わらなかったのであって、高木・龍造寺をはじめその他の地頭・武士たちも当然一族郎党を引連れて参戦した筈である。『鎮西要略』には、この時蒙古軍を迎え戦った者として、大宰少貳、大友・菊池・草野などの諸家に続いて高木・龍造寺を挙げているし、『鎮西諸家盛衰記』にも龍造寺氏の出征を記している。当然あり得たことであるが、いずれもこれを裏付ける確証は残っていない。

建治二年（一二七六）の防塁の構築については『北肥戦誌』に、  
建治二年三月より博多の津に石築地を構えらる。その所、博多冷泉津より北の方三四里が間を高さ四五丈に大石を積み、屏風を立てたる如くにごとしく之を築く。大宰少貳資能かねて大宰府に在りてこの事を奉行す。これに因りて鎮西の輩、おのおの人夫を具して博多の津に向い、請取の役所を定め、かの石築地を普請す。その輩には……

として筑前以下九州各国における武士たちの名を列挙している中で、肥前では二八名を挙げているが、その



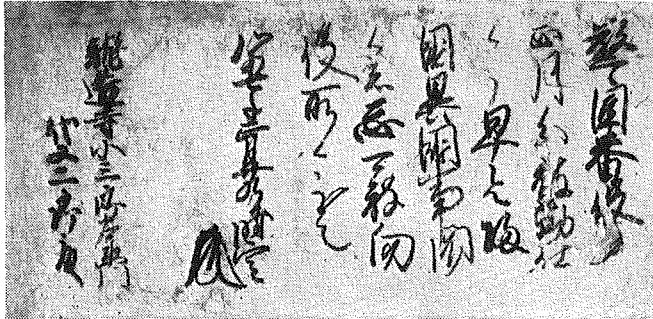
肥前守護北條時定書状（『龍造寺家文書』）

うちには高木伯耆六郎宗家・龍造寺左衛門尉季益・国分弥次郎季高らの名が見える。当時これらの家々が防塁構築に動員されたであろうことは当然考えられることである。『龍造寺系図』一本の季益の注に、  
建治二年春、関東の御下知にて、異賊襲来の警固のため筑前博多の津に石築地を構えらる。この時九州の諸將請取の普請、季家、高木宗家・国分季高（二〇名中略）以下とともにかの石築地を普請する。  
云々と、ほぼ『北肥戦誌』と同様の記事を掲げている。  
弘安の来寇については『龍造寺家文書』に次のような文書が残されている。

去年異賊襲来の時、七月二日、老岐島瀬戸浦に於いて合戦せしむる由の事、申状ならびに証人の起請文披見せしめおわぬ。この由を関東に注進せしむべく候。謹言

弘安五年九月九日 時定（花押）  
龍造寺小三郎左衛門尉殿

時定とは当時の肥前守護北条時定であり、小三郎左衛門とは、龍造寺氏の系図によれば季益の孫にあたり三郎兵衛尉季友の子であって、名を家清、法号を寂智と称した人物である。この文書によると、前に述べたように弘安四年の六月末から七月にかけて、元の江南軍の一部と東路軍とが合体して老岐を襲った時、龍造寺



肥前守護北條時定書状（『龍造寺家文書』）

家清は老岐に出勤して同島の瀬戸浦で元軍と戦ったことが確認できる。

現在伝えられている龍造寺氏系図には幾つかの系統があって、それぞれ記載に若干の違いがあるが、前に引用したその一本の季益の注に、弘安四辛巳五月、蒙古襲来す、季益三百騎にて漕ぎ向かい、大瀬戸・小瀬

戸・三年浦・幾島・松島に於て異賊と合戦、軍忠を抽きんず……  
としるし、季益の子季時の注にも

父とともに同じく蒙古合戦に軍功群に抽きんで、賊兵二百十三人を討つ

と言っている。『北肥戦誌』も以上とほとんど同内容の記事を掲げている。

しかしながら、この時、すなわち弘安四年（一二八一）に、季益が老岐に出陣して『北肥戦誌』や系図に伝えているような合戦をしたということには年令的にやや無理があるように思われる。前に述べたが、嘉禄二年（一二二六）に末吉名の小地頭南二郎季家が得分のことについて惣地頭蓮沼忠国と争い、これを幕府に訴え出たとき、季益は父季家に代って自身鎌倉に出府し、惣地頭忠国と法廷で対決して遂にこれに勝っていることは、嘉禄三年三月の関東下知状<sup>①</sup>によって明らかであるが、この時の季益の年令をかりに二十五才であったとしても弘安

四年には彼はすでに七十九才になっている。あり得ないことではないにしても、まず無理であろう。前にあげた弘安五年九月九日付の北条時定の挙状に見られるように、この時合戦に参加したのは季益の子ならびに孫の世代であったと思われる。『藤龍家譜』は「龍造寺二代季益公」の譜記に、

文永三年<sup>丙寅</sup>四月、蓮華王院再建供養あり

の記事に直ぐに続けて、

季益公御卒去、<sup>歳月</sup>性圓と諡し奉る。御長男南二郎季時公、弘安年中老岐瀬戸ヶ浦にて蒙古を防ぎ、御一命を軽んぜられて御戦功あり……

とするして、季益死去の年月を不明としながらも凡そ文永・弘安の間に推測し、弘安四年老岐瀬戸浦で戦ったのをその子季時とした書き方をしている。ほぼ妥当な考え方であろうと思う。

博多沿岸の警固番役については、『龍造寺家文書』の中に、弘安五年七月から永仁元年十月にわたる十一通の肥前守護發給の警固番役覆勘状がある。この警固番役覆勘状とは、例えば龍造寺家清が博多湾沿岸の定められた場所を一定の期間警固して、その役を果した時、肥前の守護から任務完了を証認するために家清に与えた文書であって、この十一通の覆勘状によれば、弘安四年の来寇の翌年弘安五年（一二八二）から永仁元年（一二九三）にわたって、龍造寺氏の一族である小三郎・小三郎左衛門尉・又二郎・六郎入道・九郎三郎などと称する人々は、受持ちの場所として指定された姪の浜の警固に当たったことがわかる。『龍造寺系図』によると、小三郎あるいは小三郎左衛門というのは季益の孫家清であり、六郎入道とは季益の子家益であったらしいが、その他は系図に異伝があって定め難い。いずれにしても、龍造寺氏一族をはじめ、佐賀地

方その他の武士たちも皆こうして弘安四年以後も長く来寇にそなえて警固番役に当たったのである。

注

① 『龍造寺家文書』一号五

#### （四） 論 功 行 賞

文永・弘安両度の役の後、幕府はこれに戦功のあった者について論功行賞を行い、その功に応じて所領・所職を付与した。

文永十一年（一二七四）の合戦の恩賞については、竹崎季長の絵詞によると、十一年の翌年、すなわち建治元年の冬に、一二〇余人の者に対して行賞が行われたことがわかるが、それらのうち肥前国に関しては、松浦党の一族山代弥三郎階の功績によって、階の子亀丸（のちの栄）が肥前国恵里村の地頭職を与えられている。『松浦山代家文書』の中にはその時幕府から亀丸に宛てた將軍家政所下文が残されている。そのほか、基肆郡の曾祢崎氏や松浦党石志氏などもこの時恩賞地を与えられていることが推定されるが、佐賀地域の人々に対して与えられたことわかる史料は今日残っていない。

弘安四年（一二八一）の合戦については、それから五年後の弘安九年（一二八六）十月から徳治二年（一二〇七）十月に至るまでの間に、前後七回にわたって恩賞付与が行われたようであって、その年月は次のと



おりである。

- 第一回 弘安九年（一二八六）十月および以降
- 第二回 正応元年（一二八八）十月
- 第三回 正応二年（一二八九）三月
- 第四回 正応三年（一二九〇）七月
- 第五回 正応五年（一二九二）十二月および以降
- 第六回 嘉元三年（一三〇五）四月
- 第七回 徳治二年（一三〇七）十月

右のうち、現在史料の多数残っているのは第一回から第三回までについてのものであって、おそらくこの一回から三回、ないし四回にかけて大部分の行賞が行われ、その後の分は何らかの理由で決定にひまどつたもの、あるいは追加分などであったのではないかと考えられる。幕府は弘安八年（一二八五）十一月の霜月騒動に続いて起こった筑前岩門合戦の事後対策もあり、また今後もお予想される蒙古の来襲にそなえて、さらに沿岸の防備を続行しなければならなかったため、御家人らの期待にこたえて、できるだけ早期に行賞を実施することが望ましい事情にあったことなどから、弘安九年から正応二、三年にかけて、おそらく集中的に恩賞の授与を行ったのであろう。以下、これらの行賞のうちで肥前の国に関係のあるものをあげ、特に佐賀地域のものについて述べて置く。（ただし、肥前のうちでも現在の長崎県域内に含まれるものについては触れない。）なお、肥前国に関係のあるものについても、それには大別して次の二つの場合がある。一つは

恩賞を受けた者が肥前国内に本領を持っている人である場合と、いま一つは肥前国外の者が肥前国内に恩賞地の配分を受けている場合とであるが、ここではその両者の場合を通じて略述する。

第一回の弘安九年度の行賞には、松浦郡の斑島（まだらじま）又太郎の跡が神埼荘内において十町の田地を与えられているし、また当時の三根西郷の矢俣保に本領のあった矢俣兵衛尉の跡が薩摩国鹿児島郡々司職のうち、その十分の一を受けている。おそらく斑島又太郎も矢俣兵衛尉も弘安四年の合戦に戦死し、その軍功に対する恩賞としてそれぞれその跡を継ぐべき者にこれらの所職を附与したのであろう。同じく弘安四年の戦功と思われるが、白石六郎通武は豊前国の佐野次郎丸名を与えられている。

肥前に本領のある武士ではないが、弘安四年頃から少弐経資に代って肥前の守護になった北条時定は、肥前の高来西郷内、山田荘の領家職と惣地頭職を得た。また少弐氏の一族武藤経平は肥前国那久野村地頭職を与えられているが、那久野とは東松浦郡の名護屋であろう。

弘安四年の役の行賞とほとんど同時に、同八年の岩門合戦による勲功賞の付与も行われた。その被付与者の中には、多数の肥前国御家人も含まれているが、これら御家人の多くは四年の役にも出陣したことと思われるので、この岩門合戦の行賞のうちには、四年の役の行賞の意味あいを兼ねたものもあり得たであろうと考えられる。

岩門合戦の恩賞地付与を表示すれば次のとおりである。

附与を受けた者 恩 賞 地

白石美濃又次郎通継

肥前国松浦荘甘木村

土々呂木又六家直 肥前国松浦荘石垣村  
 松浦次郎延 肥前国松浦荘加々良島田在家  
 神田五郎糺 筑前国乙犬丸三分一  
 綾部左衛門三郎重幸 同三分一  
 土々呂木四郎左衛門入道西能 同三分一  
 同 七郎家基 筑前国蒲田別符倉永名  
 寒水井源三郎 筑前国那珂東郷岩門十分一  
 曾根崎法橋慶増 豊前国佐野次郎丸

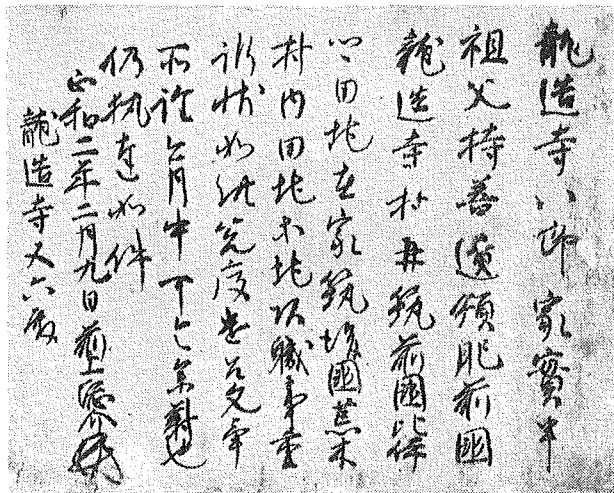
右のうち、白石美濃又次郎通継は『竹崎季長絵詞』に出る白石六郎と同様、白石一族であろう。

土々呂木四郎左衛門入道西能は、『河上神社文書』一五二号、あるいは『実相院文書』一一号などにも見える人物であって、土々呂木又六家直や同七郎家基らとともに、養父郡轟木を本貫とする一族であろうと思われる。

松浦次郎延、神田五郎糺、寒水井源三郎は、いずれも松浦党に属する家々である。

綾部左衛門三郎重幸は三根郡綾部を領する綾部氏であろう。『綾部系図』によると、幸房の曾孫に幸重があつて、時代的に合致する。重幸と幸重はあるいは同一人であるかも知れない。

曾根崎法橋慶増は、文治三年（一一八七）五月、基肄郡曾祢崎の地頭職に補せられた曾祢崎氏の後である。



鎮西召文御教書（『龍造寺家文書』）

第二回、正応元年十月に行われた行賞は筑前国早良郡比伊郷と七隈郷、および上座郡長瀬荘、下座郡三奈木荘などにおける勲功地配分を以て行われたが、この時、肥前の御家人武士たちの中でその配分を受けた者があつたかどうか、それを確実に示す史料は残っていない。しかし、『龍造寺家文書』の中に次のような鎮西探題北条政顕の御教書がある。

龍造寺八郎家実申す、祖父持善の遺領、肥前国龍造寺村、並びに筑前国比伊郷の田地在家、筑後国荒木村内田地等の地頭職の事、重ねて訴状かくの如し。先度召文を遣わし畢んぬ。所詮、今月中に參對せしむ可きなり。よつて執達くだんの如し。

正和二年二月九日 前上総介（花押）

龍造寺又六殿

この文書は龍造寺家実が龍造寺村その他の領有について伯父家親と争つた時のものであつて、そのことについては他の章で述べるが、文中に、龍造寺村と共に筑前国比伊郷の田地在家と筑後国荒木村内の田地等の地頭職を祖父持善の遺領である、と言っているのは注目される。祖父持善とは系図によれば家実の祖父六郎

家益に当たると、『藤龍家譜』は四代家清が弘安四年の戦功によって筑前比伊郷と筑後荒木村の地頭職を与えられ、家益はその跡を継いだものだとしている。家清と家益との継承関係については若干疑問の余地があるにしても、この二か所の土地の地頭職が龍造寺氏の元寇の際における戦功の恩賞として与えられたものであることは容認してよいと思われるし、だとすれば、それはおそらくこの正応元年に行われた第二回の行賞の時であつたであろうと推測せられる。

また同じく『龍造寺家文書』の建武三年七月十八日付龍造寺修善（家親・又六入道）の着到状によれば、修善は自分を指して「筑前国長瀨荘一分地頭龍造寺又六入道」と称している。すなわち修善が長瀨荘内の若干の土地の地頭職を有していたことがわかるのであるが、これも前と同じく龍造寺氏中の誰かが元寇における軍功に対する恩賞として、おそらく正応元年第二回の行賞の時に与えられたものであろうと推測せられる。もっともこの長瀨荘については、『龍造寺家文書』未成巻分にある観応二年（一三五二）十二月日付龍造寺家政申状の草案と思われるもので、家政は、龍造寺末吉名の田畠屋敷や三重屋新荘内の田地三町と共に、筑前国長瀨荘の田地五町、同じく畠地屋敷等の地頭職は、先祖藤原季家、元暦・文治・建久、度々の右大將家御下文を賜わりてより以来、亡父又六入道修善に至るまで、数代当知行相違なきのところ、

と言つて、末吉名と同様、長瀨荘内の田地などの地頭職も先祖季家が源頼朝から与えられたものであると称している。また、前に述べたとおり、龍造寺氏系譜は本によって種々の異説を伝えているが、多くの系譜は右の修善着到状に述べているように、永（長）瀨荘は季家が頼朝から与えられたものであると記している。しかし季家の時代には龍造寺氏は末吉名の小規模な地頭にすぎず、この頃、遠く離れた筑前国上座郡の長瀨

荘内に地頭職を与えられたとは考え難い。一方、長瀨荘内の地頭職が弘安四年の蒙古合戦勲功賞としてひろく有功の武士達に配分されたことについては、『島津家文書』や『祢寝氏文書』などにも明証がある。また配分された田地の単位は、後に述べる神崎荘の場合に見られるように、一般に十町・五町・三町の三段階に区分して与えられ、且つそれに相応じた畠地と屋敷が付け与えられているが、前掲の龍造寺家政申状によると、龍造寺氏が長瀨荘内に所有しているのは田地五町と畠地・屋敷などの地頭職であつて、恩賞配分地の所領形式と同様である。思うに長瀨荘内に龍造寺氏が所有していた田畠屋敷の地頭職は、弘安四年蒙古合戦の勲功賞として、『島津家文書』等に見られる例のように正応元年十月の行賞によって与えられたものであろう。

第三回、正応二年（一二八九）三月の恩賞付与は主として神崎荘内の田畠の地頭職配分を以て行われたものようであるが、現在史料的にあとづけられる被配分者の数にしても、また配分に当って被配分者に発給せられた文書―蒙古合戦勲功賞配分状の原本が今日残っているものの数にしても、他の場合に比較してこの正応二年度のものが格段に多い。

この時の配分状原本で現在佐賀県下に残っているものは六通あるが、そのほか、県外に在るものや、案文ないし写しなどのかたちで伝えられているものが数点ある。これらによって被配分者と配分された田畠屋敷の数量を表示すると次のとおりである。なお配分田畠屋敷の所在は全て神崎荘内である。

被配分者

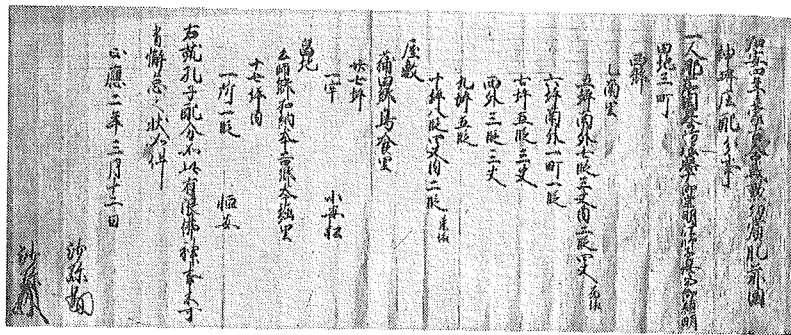
配分田畠屋敷

肥前国松浦郡

田十町

山代又三郎栄

屋敷三宇



蒙古合戦勲功賞神崎庄配分状 (『武雄鍋島家文書』)

肥前国杵島郡  
 後藤十郎定明子息五郎頼明  
 肥前国杵島郡  
 宇礼志野通氏子息犬童黒童  
 肥前国彼杵郡  
 深堀弥五郎時仲  
 肥前国基肄郡  
 曾祢崎淡路法橋慶増  
 肥前国藤津郡  
 大村又二郎家信  
 肥前国松浦郡

畠地五段中  
 田地三町  
 屋敷一字  
 畠地一段  
 田地十町  
 屋敷二字  
 畠地五段  
 田地三町  
 屋敷一字  
 畠地一段  
 田地五町  
 屋敷一字  
 畠地三段三丈  
 田地三町  
 屋敷(不明)  
 畠地(不明)  
 田地三町

青方弥三郎家高

屋敷一字  
畠地一段

なお右のほか、肥後の岩崎・田島・詫磨・上島の諸氏などについても同様に文書によって明らかである。

以上は配分状の原本またはその案文などが残っているものであるが、そのほかに、原本や案文などが残らず、従って配分状の内容はわからないが、他の文書史料などに配分を受けたことの記載があつて、配分の事実を確認ないし推定できるものも数例ある。

以上のほか、やや確実性を欠くが更に十数例を挙げる事ができる。しかしこれらはまだその一部であつて、他になお史料的にあと付け得ない多くの被配分者があつたであろう。神崎榎田神社の縁起の一節に去る弘安年中、蒙古襲來の時、当社を關東領となされ、公田においては合戦の輩四百余人に配分せらるるといへども……

とあつて、合戦に参加した四百余人の者に配分の行われたことを述べている。縁起の類であるからこの数字をそのままに受けとることはできないが、上に述べてきたよりもっと多くの被配分者があつたであろうことが推測されるのである。

さて、以上のように、神埼荘で行われた正応二年度の恩賞配分に、龍造寺氏一族をはじめ当時佐賀地域に居住していた地頭御家人たちがその行賞にあずかったことを明らかに示す史料は今日残っていない。ただ『龍造寺家文書』中の貞和六年十一月日、龍造寺家忠申状によれば、この時家忠は、龍造寺西村名その他における田島の地頭職と共に、神埼荘内中□□村における勲功地の安堵を願い出ているのである。右の中字から村字に至る間に二、三字の欠損があつて不明であるが、おそらく中郷内のいずれかの村であろう。家忠というのは龍造寺氏の一庶家で龍造寺西村名の地頭であつた家のこの頃の当主であり、その父祖の元寇の際における恩賞として神埼荘中郷内に地頭職を与えられていたのであろう。『藤龍家譜』の二代季益の譜の中に、

(季益の) 御長男南二郎季時公、弘安年中、壱岐瀬戸ヶ浦ニテ蒙古ヲ防ギ、御一命ヲ軽ンゼラレテ御戦功アリ、惜シイ哉御早世ニテ御家ヲ嗣ギタマワズ、

といっている。系図によれば家忠はこの季時の曾孫に当たる。家譜の記載に誤りがなければ、前記中郷内の恩賞地は季時の勲功によって与えられたものであつたかと考えられる。

次に、『龍造寺家文書』のうち左のような配分状の案文の断簡がある。

弘安四年蒙古合戦勲功賞肥前国米多統命院配分事

田地五町

河副木原内

一所六段

一所四段居屋敷

一所一町

一所九段馬渡

東元

一所七段

一所一町井尻

一所一段タカエラ

屋敷

統命院村

以上のように、この文書は断簡であり、配分を受けた者の名も逸せられているが、龍造寺氏の一族に与えられたものである可能性もあるであろう。米多統命院は旧三根郡にあり、河副木原は河副北荘、今の佐賀市域の東南部木原の地であろう。

また、康永三年三月二十日の龍造寺上円の譲状や、貞和七年正月の龍造寺家平申状案によると、家平は上円の譲りを受けて肥後国野原西郷増永名内に田島屋敷を領有している。この地はもと玉名郡、今荒尾市南郡に当たるが、これもあるいは元寇の時の恩賞地であるかも知れない。